

平成30年度 第4回田辺市人権教育啓発推進懇話会会議録

開催日時	平成31年1月29日 火曜日 午後1時30分～午後4時
開催場所	田辺市役所 本庁舎3階 第一会議室
内 容	1 開会あいさつ 2 田辺市人権施策基本方針（改定版）素案 第4章について 3 田辺市人権施策基本方針（改定版）素案 第5章について 4 その他 5 閉会あいさつ
出席委員	尾花委員、久保哲也委員、和田委員、多屋委員、池下委員、廣岡委員、芝本委員、 後藤委員、中村委員、室谷委員、白川委員、横矢委員、平谷委員、坂井委員、山本委員、 須本委員、穴塚委員、田中委員、畑谷委員、石垣委員、朝井委員 計 21 名
欠席委員	吉田委員、碓井委員、小山委員、久保正博委員、森川委員、植委員、嶺口委員 計 7 名
事務局	小川企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	なし

1 開会あいさつ（議長）

皆さんこんにちは。寒くなってきましたので冬だなという感じがしてきました。

本当に、つらい話ですけれども、つい2・3日前に10才の女の子が、お父さんからの虐待で死亡するという事件がありました。本当にこんなことがあっていいのかと、人権に携ってきて、毎日こうした出来事を聞くたびに辛い気持ちになります。

私たちは、命が奪われることや人権が侵されるようなことを少しでも無くすために、こうやって一生懸命に取り組んでいるところです。皆さんには、これまで沢山のご協力を頂いており、本当にありがとうございます。どうぞ、本日もよろしくお願いいたします。

2 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第4章について（議長）

それでは、議題の2番目について事務局から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

議題の2番目「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第4章について説明する前に、少し策定経過を説明します。

はじめに、昨年7月19日に開催した第1回懇話会では、基本方針（改定版）の案を検討する上で小委員会の設置について提案し、ご承認を頂き、その後、小委員会委員6名と事務局とで、これまで7回に渡って素案の検討を進めてきたところです。

また、昨年12月3日に開催した第2回懇話会では、委員の皆様方から、基本方針（改定版）の案 第1章から第3章について、大変貴重なご意見やご提言をいただきました。

さらに、本年1月11日に開催した第3回懇話会においては、第1章～第3章までを再審議し、ご承認をいただくとともに、第4章の「同和問題」から「犯罪被害者等の人権」までの分野別の人権課題についても、ご意見やご助言をたくさんいただきました。

これらを踏まえて、1月17日には庁内組織である田辺市人権施策推進本部より全ての課を対象に、意見聴取を行っているところです。

現在、これまでご審議を頂いた項目についての意見聴取を行い、その内容について随時取りまとめている最中ですので、今回は、第4章の「刑を終えて出所した人の人権」から、順番に事務局より説明をさせていただきます。委員の皆様方どうぞよろしくお願いします。

（事務局 人権推進課）

「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第4章について、別添資料1に基づき、9. 刑を終えて出所した人の人権、10. 情報と人権、11. 災害と人権、12. 環境と人権、13. 性的少数者の人権、14. 労働者の人権、15. 自殺・自死遺族、16. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権、17. 人身取引、18. アイヌの人々の人権、19. 北朝鮮当局による人権侵害問題まで、人権課題ごとに説明する。

（議長）

ただいまの説明について、皆様方から、この件に関してご意見やご質問を伺いたいのですが、何かございませんか。

●意見・質問

9 刑を終えて出所した人の人権

（A委員）

51 ページ、基本認識の最後の段落に、「地方公共団体は、地域の状況に応じた施策に努める必要があります。」とあり、52 ページの基本的な取組の②には「刑を終えて出所した人の社会復帰への支援」の内容が書かれていますが、これは大変難しい問題だと思います。

具体的な支援というのはどんなものがあるのでしょうか。例えば、基本認識の記述には、「住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことが難しい。」とあり、この部分を具体的に支援していくと、私は思っているのですがそれでよろしいか。

基本的な取組のところに、もう少し具体的な内容がほしいと感じたので。

（事務局 人権推進課）

例えば、住宅の確保については、入居の際に、偏見や差別により入居拒否をされるといった問題があります。これを解決するためには、地域社会の中であたたかく受け入れる環境をつくっていくように啓発が大切と考えています。

基本方針には、基本的な方向性を書くこととしており、具体的な取組を詳細に書くとなると、ボリュームの問題もあり難しい点があることをご理解ください。

（B委員）

52 ページの現状と課題で読み取りかたをお聞きしたいのですが、1 行目から 5 行目までは少年や未成年を対象とした更生について書いているのですか。

また、6 行目の「犯罪や非行に陥った人が・・・」からは成人を対象とした更生について書いているのですか。

罪を犯した人の更生を援助する機関として、警察、少年鑑別所、児童相談所、青少年センターがありますが、この部分についての対象は未成年ですよね。

その後に出てくる「更生保護制度」というのは、罪を犯して出所した成人で、住む所がない方が施設へ行って働く練習をしながら、更生をしていくといった「更生保護制度」「施設」のことを書いていると思うのですが、それでいいのでしょうか。

（事務局 人権推進課）

おっしゃられるとおりです。前段の部分については少年の更生のことを、またその後の部分については成人の更生のことを記述しています。

（B委員）

そういうことだと思いながら読んでいたのですが、保護司は保護観察官と協働して保護観察を行うほか、様々な機関等と連携して活動しております。また、保護司は、成人だけでなく少年も対象になっているので、このあたりがわかりにくいと思うんです。

（事務局 人権推進課）

保護司の方は、成人だけでなく、未成年者の方も対象にされているので、文章をすみわけして表現することは難しいところがあります。小委員会においても検討をしていきます。

10 情報と人権

（B委員）

インターネットによる詐欺被害についてもどこかへ書き加えてほしいと思います。

また、そうした被害にあった際は、消費生活センターへ通報や相談をしたほうが良いとの内容を書き加えていただきたい。特に高齢者や子どもが被害を受けていると聞くので調べてほしいと思います。

（事務局 人権推進課）

ありがとうございます。高齢者や障害のある方、子どもが悪徳商法の被害にあうことは年々多くなっていますし、インターネット上における被害も実際に増えつつあります。

ご意見のあった内容については小委員会においても検討していきます。

（A委員）

近所の中学校で、子どもや保護者を対象とした講演会があり、情報モラル教育の場面に接しました。私は、インターネットやスマートフォンなどの操作には弱い方ですが、今の子ども達は、間違ってもどんどんチャレンジしながら覚えていくので上達も早いように感じます。

55 ページの基本的な取組には「情報モラル教育の推進」とありますが、小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに、高校生は高校生なりに、学習の内容を進めていると思いますが、田辺市の場合は、どのような状況になっているのか知りたいと思います。

また、最近テレビで見たのですが、20 代の女性が行方不明になっていますが、その女性の居場所を知らせる機能が、スマートフォンにはあり、駅前からタクシーでここまで来た。といったことが全部わかるんですね。行方不明になっているので、恐らく犯罪に巻き込まれたのではないかと思います。今朝、タクシーの中でゲームをしており、見ず知らずの人とのやり取りしていることもわかって、なんとも複雑な思いがしたのですが、そのところはどうですか。

（議長）

ありがとうございます。学校の先生がいらっしゃいますので、お聞きしてよろしいでしょうか。

（C 委員）

学校ごとに違うと思うのですが、今、言われたオンラインゲームというのは普通の家庭用ゲーム機でもできます。小学校低学年の児童もどんどんゲームをやっている時代なので、見ず知らずの人とつながることを全て禁止するのは難しく、それは危ないですよといった情報モラル教育についても小学校の段階でやっているところですよ。

また、中学校・高校でもこうした教育を行っています。

（A 委員）

内容は、学校ごとに任されてやっているのですか。それとも教育委員会からですか。

（C 委員）

ある程度は、県の教育委員会からのものがありますが、学校ごとにやっています。

（議長）

消費生活センターの方には年 3 回ほど、高校生達がちょっとクリックしただけで、危険なサイトにつながって、40 万～50 万円もお金を騙されているというケースが届いています。

（事務局 人権推進課）

市内の学校では、児童生徒だけでなく、保護者を対象にした教育懇談会や学級懇談会をやっている学校もあるとの報告を学校教育課からいただいています。

11 災害と人権

（D 委員）

風評という言葉が出ていますが、実は、私のところは、紀伊半島大水害で被害を受けて、その時にデマが飛び交いました。それは本人が、良いと思って言う場合と悪意をもって言う場合がありますが、結果的には不確実な情報が飛び交い、災害の起きた場所の正確な情報が

伝わらない状態になっています。そのような中では、住民がとても不安になります。

「災害と人権」という課題ですので、こうした風評やデマに踊らされないことがないように対処する内容を、どこかに入れてもらえればと思います。

（議長）

私も、そう思います。風評被害だけではなく東日本大震災の際も、デマと自分の思いこみや憶測を声に出してしまったため、大勢の人が右往左往したということを聞きましたので、どこかに入れればと思いました。ありがとうございました。

（B委員）

56 ページの基本認識の 10 行目には、「障害がある人の中には、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、外見からわかりにくい障害など」とあります。

外見からわかりにくい障害という表現ですが、逆に視覚障害や聴覚障害とかいうのは外見からわかりやすいのですかね。これだけ書くと誤解されると思いますので、何か書き方を工夫していただきたい。

（事務局 人権推進課）

ご指摘ありがとうございます。外見からわかりにくい障害というのは、内部障害などのことを書いたつもりでしたが、確かに誤解を招く恐れがありますので見直していきます。

（E委員）

58 ページの基本的な取組に「避難行動要支援者名簿の活用及び更新」とあります。

私は、民生委員として「個人情報に配慮しながら名簿を活用する」ことが理解しにくく、どう解釈したらよいのか。個人情報という枠がある中で、市から支援者名簿をもらっているのです、出しても良いとは思いますが、この名簿をどう活用するか、自分一人で持つのか、町内会全体で共有するのか、町内会長と自主防災会の役員がこの名簿を活用するのか、こうした点についてもっと良い方法がないのかと思います。配慮しながらの意味をどう解釈すれば良いのか。

（議長）

東北の震災の際もこうした名簿がありましたが、町内会長さんが持っていて、この名簿を取りに戻ったために津波にのまれて亡くなったということを聞きました。

どう利用するかは本当に大きな問題だと思います。

（事務局 人権推進課）

市からお渡しする名簿の活用については、例えば、町内会や自主防災組織の中で、統一したルールを作っていただければと思います。

町内会の役員や、名簿を持っている方等が中心となり、名簿に載っている方を誰が助けに行く、行けなかった場合は代わりに誰が助けに行く、というルールを各地域で決めていくことが大切だと思います。

各地域における実情や実態もあると思いますが、命を守るためには、地域における「共助」を強めていくことが重要だと思います。

先ほど、「個人情報に配慮しながら名簿を活用する」という記述について、わかりにくいとのご意見がありましたので、福祉課や防災まちづくり課とも協議をしたいと思います。

（議長）

町内会でそうした話もしました。毎年班長さんが変わるたびに、ここに自主防災の名簿があり、何かあった時には、班長さんが、誰々を助けてくださいと言ったのですが、誰一人として引き受ける方がいませんでした。

その時、私は何処にいるかもわからない、先に押し潰されているかもしれない等の意見が出て、結論がでないまま終わったという記憶がございます。

この名簿ができた時点で話し合いをしましたが、これは大変難しい事だと思います。

（A委員）

私も、悩ましい問題はあると思います。

避難行動要支援者名簿を作ることは、弱者であることを明らかにすることにもなりますが、この情報を共有することがコミュニティ作りには大事だと書いていますね。

いざという時は、「人と人とのつながり」が大事で、最終的には隣・近所なのです。

最近、近所に大きなアパート、マンションが 2 つ出来ました。私は民生委員をしています。民生委員の仕事には、赤ちゃん訪問というのがあって、主任児童委員さんと訪問するのですが、その時に初めての赤ちゃんだとか、お母さんの状況など様々な情報を得るわけです。

高齢者の調査に行ってわかることもあり、本当に色々な個人情報について扱うわけですが、名簿がなければわからないことも多くある。

先ほど、地域の中で町内会と話をしたとのお話を聞いて素晴らしいと思いました。

みんなが集まった時に、こうした問題を話題に上げていくことが大切だと私も思いました。

（D委員）

私は自治会長をしているのですが、私の集落というのは 60 戸ぐらいの小さい集落です。

しかも、災害があった場合は、避難勧告や避難指示が必ず出ます。ですから公民館へ区民名簿を持っていくようにしています。区の役員を中心に区民の半分程が集団で公民館へ避難します。あとの半分程の人は、子どもや親戚の家に行ったりして避難をします。

名簿による管理をきちんとしないと、どこへ行ったのだらうとなるので、必ず災害の時には、連絡をくれるように伝えています。

個人情報の扱いについては、区会などできちんと決めて全体的な了承をもらうようにしています。これは、私の住む地域の一例です。

（E委員）

私は街中に住んでいますが、子ども会や町内会、老人会の未加入者が非常に多いです。

例えば、町内に世帯数が 500 世帯あっても、町内会に入っているのは 250 世帯で、組織率は半分です。以前だと子ども会は当然入るものと思っていましたが、今はそうではなく、子

ども会に入らなくても良いとの風潮があり、組織率がどんどん下がっている。

それに合わせて、市の広報誌の配布に行ってもアパートやマンションの方と顔を合わすこともない。ある家では、「市の広報を入れないでください」と貼り紙をしている。

本当に人間関係が希薄になる状況の中で、災害も含めてどうすればよいのか、何か良い考えがあったらと思います。

（議長）

どこの町内も同じような状況だと思います。私の町内は 400 軒ほどありますが、その内 182 軒しか町内会に入っていない。全国的に、地域力の欠落が災害の際の被害を大きくしているという状況があります。田辺はそうではないと言いたいのですが、だんだんと難しくなっているのが現状かなと思います。

（F 委員）

避難所のことですが、中辺路でしたら中辺路コミュニティセンターと二川小学校、近野小学校・中学校の体育館の 3 つがあります。

避難勧告が出たら早期に避難することは徐々に定着してきましたが、長期避難の場合を考えると、現在の避難所の中には、体育館のように冷暖房等の設備がない所もある。

こうした状況で、長期避難を余儀なくされた場合は、特に高齢者の方は暑さや寒さで疲れが増すことになってますが、市全体における空調の状況はどうでしょうか。

（事務局 人権推進課）

田辺市内の指定緊急避難場所は 197 ヶ所あります。その中には、エアコンなどの空調設備がある避難場所もあれば、そうでない避難場所もあるかと思います。

長期避難となった際は、避難場所も一時避難場所からは変更されますが、各地域において避難場所に指定されている箇所、改善してほしいと気づいたことやご意見等については、各町内会を通じて防災まちづくり課の方へお声を届けていただければと思います。

（議長）

ありがとうございます。災害と人権についてたくさんのご意見が出ました。わかりやすい文書になるように頑張って努力したいと思います。ありがとうございます。

（A 委員）

災害と人権を新たに人権課題としていただきありがたいと思います。

56 ページの基本認識では、災害弱者の視点から具体的な問題について、高齢者、障害がある人、女性、子どもと書かれており、わかりやすく良いと思います。

田辺市がすすめている観光施策の中で、外国人旅行者などの来訪人口を増やす取組を、市長からも話を伺ったことがあります。こうした中で外国人の方は、言葉が通じない、日本語が読めない方もおられ、災害時に苦勞することも多いと思いますので、外国人の方に対する配慮や取組なども書いていただければと思います。

（事務局 人権推進課）

外国人の方が感じることの一つには「言葉の壁」があり、いざという時の逃げ場所がわからないケースも多くあると思います。トイレや非常口のピクトグラムのようにパッと見てわかりやすい表示等については、外国人の人権の中で生活環境の整備に書いていますが、災害と人権の基本認識の部分にも何か言葉を入れていきたいと思います。

（議長）

命に関わることなので、そこをしっかりと考えてお願いします。

12 環境と人権

「意見や質問は特になし」

13 性的少数者の人権

（D委員）

60 ページの、標記の仕方ですが、LGBTについて2つの項目に分けて書いています。

1. 性的指向には、異性愛を（ヘテロセクシャル）、同性愛を（ホモセクシャル）、両性愛を（バイセクシャル）とカッコ書きで書いていますので、2. 性自認のところで、心の性と体の性が一致しない人は（トランスジェンダー）とカッコ書きで表現して書いてもらえたら。

（事務局 人権推進課）

ありがとうございます。そのように変えていきたいと思います。

14 労働者の人権

（A委員）

今朝のテレビのニュースで見ましたが、他市の市長が、道路の拡張で立ち退いてもらうための用地交渉に行った部下に、交渉がうまくいっていないとの報告を受け、その部下に対して「火をつけて家を焼いてしまえ」などと言って、非難をされ失言でしたと謝っていましたが、この人権感覚は何なんだと思います。

一方では、パワハラ・セクハラ・マタハラというハラスメントや、妊娠した女性職員に対して「辞めてしまえ」と言うような問題があちこちで出ています。

また、煮えている鍋の中へ上司が部下の顔を押しつけ火傷を負わす。それでも部下は逆らえず、辞めさせられたら職を失うので我慢して働いている。この感覚が僕には理解しにくいですね。こうした背景には、労働組合の衰退が関係しているのかなとも思います。

今回、基本方針の中に「労働者の人権」を追加していただいてありがたいと思います。

（G委員）

62 ページの1行目に「長時間労働や休暇が取りにくいことにより健康で文化的な生活が送れない」とありますが、長時間労働が取りにくいという表現はおかしいと思います。

（事務局 人権推進課）

「長時間労働の問題や、休暇が取りにくいことにより」と点で区切っていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

15 自殺・自死遺族

（E 委員）

63 ページの 7 行目に、自殺に至るまでの背景を書いてますが、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校や職場の問題というものだけでなく、もっと突っ込んで「いじめの問題」と明記したほうが良いと思います。学校の問題で、特に低学年については自殺の原因がわかりにくいですが、「いじめの問題」も要因の一つに考えられるため、いじめという言葉が入った方がより明確になると思います。

（事務局 人権推進課）

いじめを苦に子どもが自殺をしたという事件も報道されています。「いじめ」とはっきり書くことも大事かと思いますので、小委員会で検討していきます。ありがとうございます。

（B 委員）

自殺・自死は、人権の問題なのでしょうか。

（議長）

以前、藤藪先生のお話しをお聞きした時に自殺・自死は人権だと仰っていました。

人権とは命そのものであり、命と人権はイコールだと。自殺や自死の背景は、人それぞれに違いがありますが、どんなことがあっても命を守るとは人権であり、助けるべきであると言う藤藪先生のお話に共感したことがあります。

（B 委員）

私は、自殺や自死は人権を侵され続けた結果の現象と捉えています。

例えば、いじめの問題や、この基本方針に書かれている様々な人権問題があり、その結果として自殺に追い込まれてしまった。と解釈してしまうものですから。

自殺は人権の問題というのかな、結果と違うのかなと。色々な考え方があることは理解できますし、また、命が一番大切であり、それは人権そのものだと思っています。

（A 委員）

僕も人権の一番の基本は命だと思います。自分の命は、親が授けてくれた。そこから自分の人生が始まるのですよ。その命を輝かしながら人生を全うする。例えば、病気で若くして亡くなるという場合もありますが、しかし、亡くなるまでの間は、病気があっても、障害があっても、男で生まれようが女で生まれようが、とにかく幸せに生きて命を輝かしてその一生を終える。これが人間の一番大事にすべきところと僕は思います。

孤独の中で死を決するというその背景には、生活の基盤が出来ていないとか、人間関係が出来ていない、いじめられた、職場で苦しんでいるなど様々な問題があるけれど、やはり、

自死の問題とは人権の課題であります。特に、若年層の死因のトップは自死なんですね。

病気や事故ではなく一番に占めているのが自死ということは、それだけ今の子どもや若者が生きづらい世の中なのかなと思うのです。これは、大人の責任でもあると思いますので、人権の基本にしたいと思います。

（事務局 人権推進課）

自殺に繋がらないように命を守っていく。これは、災害の予防と同じように、日頃からの気づきや心がけを大切にすることで、いざという時に命を守る、決して命を亡くさないようにする。そのための取組をしなければと思っています。

16 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

「意見や質問は特になし」

17 人身取引

（A 委員）

私は人身売買という言葉で覚えていたのですが、今、この文書を読むと法律や会議、政策でも人身取引となっていますよね。刑法ではまだ人身売買と残っているみたいですが、今は人身取引という言葉を使うようになったのですか。

（事務局 人権推進課）

国が定めた人身取引の定義があるのですが、搾取することを目的とした強制労働等は人身売買も人身取引も同じです。この課題については人身取引としています。

（A 委員）

今は、人身取引という言葉の方が、一般的に使われるということですね。わかりました。

18 アイヌの人々の人権

「意見や質問は特になし」

19 北朝鮮当局による人権侵害問題

「意見や質問は特になし」

3 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第5章について

（議長）

それでは、議題の3番目について事務局から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第5章「基本方針の達成にむけて」別添資料1に基づき説明する。

（議長）

ただいまの説明について、皆様方から、この件に関してご意見やご質問を伺いたいのですが、何かございませんか。

「意見や質問は特になし」

4 その他

（議長）

特になければ、最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。

（事務局 人権推進課）

第4回の懇話会を終えましてお礼を申し上げます。

本日は、貴重なご意見やご提言を頂き、誠にありがとうございます。

委員の皆様方から頂戴しましたご意見を基に整理をいたしまして、庁内組織である田辺市人権施策推進本部より、全ての課からの意見聴取を行います。その結果を基に、小委員会にて最終案を確認し、次回の懇話会までには委員の皆様にお届けしたいと考えています。

委員の皆様には、今後ともよろしく願いいたします。

5 閉会あいさつ（副会長）

皆様、本日のご審議ありがとうございます。今回で、審議も4回終わりました。

懇話会を重ねるごとに、非常に建設的で貴重な意見を賜っており、同じ仲間の一人として本当に心強くありがたく思っている次第です。

あと数日すると立春を迎えます。立春が来ると、間もなく春がやってきますが、ちょうど今検討をいただいている基本方針が、立春の時期にあたるのではないかと考えております。

もう間もなく桜の季節となりますが、この基本方針が百花繚乱の花が咲くように最後まで皆様のご尽力を賜りますようお願いをして、本日は閉会します。ありがとうございました。